

広島県告示第七百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおぞら薬局広中町店	呉市広中町一一番一七号エスペランサ広中町一階	平成二十四年九月一日
中本薬局	呉市本通五丁目一番二八号	平成二十四年七月二五日
しまなみ歯科医院	尾道市新浜一丁目三番四六号	平成二十四年七月三日
たかみニュータウン薬局	東広島市高屋高美が丘五丁目二番一 号	平成二十四年八月一日
よつば薬局	安芸郡府中町大通二丁目一〇番一〇 号	平成二十四年九月一日
片山医院	安芸郡熊野町出来庭九丁目二番一八 号	平成二十四年九月一日